

◆審議で得た方向性からの試算

(1)基本的な考え方

【案1】柱1を重視したもの

○議員職の県内順位を変更しない範囲の金額で全体を引き上げる(人口順位5位で、議員職の報酬額も5位のため)。市長ら他の職については、概ね議員職同等の改定率(2. 8%)程度の引き上げを行う。

○期末手当支給割合は、平成29年度人事院勧告に合わせる(一般職に合わせ(+0.1月)、加えて同勧告の+0.1月を適用)。

(2)試算

【案1】

区分	月額			年間影響額(月額改定分+期末手当分)			全体影響額		
	現行	改正後	比較	月額改定	期末手当 (0.1月増分)	計①	人数②	給与計 ①×②	合計 (共済費込)
市長	955,000	982,000	27,000	343,440	269,155	612,595	1	612,595	718,078
副市長	785,000	807,000	22,000	279,840	220,183	500,023	1	500,023	586,122
教育長	716,000	736,000	20,000	254,400	200,468	454,868	1	454,868	533,192
水道管理者 代表監査委員	654,000	672,000	18,000	228,960	181,641	410,601	2	821,202	962,605
議長	663,000	682,000	19,000	228,000	177,600	405,600	1	405,600	522,842
副議長	593,000	610,000	17,000	204,000	158,880	362,880	1	362,880	467,774
議員	573,000	589,000	16,000	192,000	151,320	343,320	34	11,672,880	15,047,030
合計								14,830,048	18,837,643

(3)課題等

【案1】

○県内における市長、副市長の給料月額の順位が僅かなりとも向上する。

＜順位の状況＞
・市 長…9位→7位 副市長…14位→10位

○中核市における市長、副市長、議長の給料(報酬)月額の順位はほぼ変わらない。議員のみ順位が大きく上る。(本則)

＜順位の状況＞
・市 長…48位→47位 副市長…48位→47位
・議長…36位→35位 議員…40位→31位

○改定根拠が他市の給与水準との比較のみとなっており、一般職や社会全般の給与水準(人事院勧告の状況)、経済状況等を踏まえた改定となっていない。

○影響額が大きい。

【案2】柱3を重視したもの

○民間給与水準に照らして行われる人事院勧告を参照し、近年(過去3年/27-29)のプラス改定率(0.68%)分を月額給料・報酬に加える。

H27=1. 0036
H28=1. 0036×1. 0017=1. 005306
H29=1. 0053×1. 0015=1. 006807

○期末手当支給割合は、平成29年度人事院勧告に合わせる(一般職に合わせ(+0.1月)、加えて同勧告の+0.1月を適用)。

【案2】

区分	月額			年間影響額(月額改定分+期末手当分)			全体影響額		
	現行	改正後	比較	月額改定	期末手当 (0.1月増分)	計①	人数②	給与計 ①×②	合計 (共済費込)
市長	955,000	961,000	6,000	76,320	154,294	230,614	1	230,614	270,324
副市長	785,000	790,000	5,000	63,600	127,200	190,800	1	190,800	223,654
教育長	716,000	721,000	5,000	63,600	118,424	182,024	1	182,024	213,367
水道管理者 代表監査委員	654,000	658,000	4,000	50,880	105,067	155,947	2	311,894	365,599
議長	663,000	668,000	5,000	60,000	105,360	165,360	1	165,360	213,159
副議長	593,000	597,000	4,000	48,000	91,800	139,800	1	139,800	180,210
議員	573,000	577,000	4,000	48,000	89,400	137,400	34	4,671,600	6,021,967
合計								5,892,092	7,488,280

【案2】

○改定根拠として、一般職や社会全般の給与水準(人事院勧告の状況)、経済状況等を踏まえた改定となっている。

○県内における市長、副市長、議長、議員の給料(報酬)月額の順位はほぼ変わらない。

＜順位の状況＞
・市 長…9位→8位 副市長…14位→14位
・議長…5位→5位 議員…5位→5位

○中核市における市長、副市長、議長、議員の給料(報酬)月額の順位はほぼ変わらない。(本則)

＜順位の状況＞
・市 長…48位→48位 副市長…48位→~~48位~~^{47位}
・議長…36位→36位 議員…40位→38位

【案3】柱2及び4を重視したもの

○現在、柏市の人件費・公債費は減少傾向にあり、財政運営は堅調で、今後の市の運営においても、決して閉塞的な状況ではないが、扶助費の増加傾向が続く等、明確な状況変化とは言いがたい。

景気回復も緩やかであり、今後も少子高齢化傾向が続く社会変化を考慮するに、依然として引き上げという判断は難しいといわざるを得ない。
以上から、月額給料・報酬額は据え置きとする。

○期末手当支給割合は、平成29年度人事院勧告に合わせる(一般職に合わせ(+0.1月)、加えて同勧告の+0.1月を適用)。

【案3】

区分	月額			年間影響額(月額改定分+期末手当分)			全体影響額		
	現行	改正後	比較	月額改定	期末手当 (0.1月増分)	計①	人数②	給与計 ①×②	合計 (共済費込)
市長	955,000	955,000	0	0	121,476	121,476	1	121,476	142,393
副市長	785,000	785,000	0	0	99,852	99,852	1	99,852	117,046
教育長	716,000	716,000	0	0	91,076	91,076	1	91,076	106,758
水道管理者 代表監査委員	654,000	654,000	0	0	83,188	83,188	2	166,376	195,024
議長	663,000	663,000	0	0	79,560	79,560	1	79,560	102,558
副議長	593,000	593,000	0	0	71,160	71,160	1	71,160	91,729
議員	573,000	573,000	0	0	68,760	68,760	34	2,337,840	3,013,613
合計								2,967,340	3,769,121

【案3】

○県内における副市長、議長、議員の給料(報酬)月額の順位は変わらない。

＜順位の状況＞
・市 長…9位→9位 副市長…14位→14位
・議長…5位→5位 議員…5位→5位

○影響額は小さい。